

コロナ禍に伴う在宅勤務における作業環境の諸問題の概要

齊藤 宏之

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 環境計測研究グループ 上席研究員

1. はじめに

近年、働き方改革の一環でテレワークや在宅勤務の動きが始まってきてはいたが、なかなか導入が進んでいなかった。これがCovid-19の蔓延に伴い、一気に流れが加速した。その一方で、準備不足のまま導入せざるを得なかったことによる諸問題が山積みとなっていることは否めない。本講演では、在宅勤務において生じている作業環境の諸問題について整理するとともに、JACSIS studyの大規模アンケート調査結果等を通して、現状の問題点について考えていきたい。

2. コロナ禍以前におけるテレワーク

テレワーク、特に在宅勤務は以前より推進が検討されてきた。厚生労働省においても、昨今の「働き方改革」の一環でテレワークをすべきであるとする一方で、労務管理を適切に行う必要があることを示している。このうち在宅勤務における作業環境については、「事務所衛生基準規則、労働安全衛生規則及び「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の衛生基準と同等の作業環境となるよう、テレワークを行う労働者に助言等を行うことが望ましい」としている。

3. コロナ禍におけるテレワーク(特に在宅勤務)と、それに伴う作業環境問題

Covid-19の蔓延にともない、否応なく在宅勤務への動きが加速されたが、在宅勤務化への準備や検討が不十分なまま在宅勤務に突入してしまったため、様々な問題が生じている。このうち作業環境の整備については、前述したとおり通常の事務所と同等レベルとなるよう、労働者に助言を行うことが望ましいとされているが、これが十分に行われていないケースが多々あるものと思われる。特に都市部では住宅が狭く、在宅勤務を行うスペースが満足に準備できないケースや、机や椅子、照明等が作業向きではないケースも多く、これらを整備するための費用負担の問題も生じている。2021年3月に出された「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」では、「テレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリストにより自宅等の作業環境に関する状況の報告を求めるとともに、必要な場合には、労使が協力して改善を図る又は自宅以外の場所(サテライトオフィス等)の活用を検討することが重要」としているが、在宅勤務の環境が依然として整っていないケースも多いことが推察される。なお、JACSIS studyのアンケート結果では、在宅勤務の環境がある程度整っていると回答したのは約7割であった一方で、環境整備に対して資金的援助があったとの回答は3割程度、職場からの助言・指導があったとの回答は4割弱であった。

4. 「ポストコロナ」におけるテレワーク・在宅勤務に求められるもの

Covid-19の蔓延はいずれ落ち着くと思われるが、一旦導入が進んだテレワーク、在宅勤務の流れは今後も続くものと思われる。また、新たな感染症の流行により、今回同様の事が起きる可能性も高い。このことから、今回の「コロナ禍」の記憶が新しいうちに、在宅勤務における作業環境の整備や、組織における規程の整備等を進めておくことが重要と考えられる。

■ 略歴 ■ 齊藤 宏之

1993年 東京理科大学理学部応用化学科 卒業

1995年 労働省産業医学総合研究所 入所

2007年 東北大学大学院医学系研究科にて博士(医学)取得

2007年 労働安全衛生総合研究所 主任研究員

2011年 労働安全衛生総合研究所 上席研究員

現在、独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 環境計測研究グループ 上席研究員